

## 「国民健康保険限度額適用認定証」及び 「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」

70～74歳の住民税課税世帯のうち、現役並みⅡ・現役並みⅠの人は、「国民健康保険限度額適用認定証」を医療機関の窓口に表示することにより、1か月毎の医療費の支払金額が世帯における適用区分に応じた限度額までになります。

なお、現役並みⅢ・一般の人には、「国民健康保険限度額適用認定証」は発行できません。「国民健康保険高年齢受給者証」を医療機関の窓口に表示することにより、一医療機関の窓口での支払いは自己負担限度額までとなります。

また、住民税非課税世帯の人は、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口に表示することにより、食事代も減額になります。

### 自己負担限度額(月額)

区 分		自己負担限度額		入院時食事療養費標準負担額
		個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (入院含む)	
住民税課税世帯	現役並みⅢ (課税所得690万円以上)	252,600円+(総医療費-842,000)×1% ※(1)(140,100円)		一食につき 460円※(4)
	現役並みⅡ (課税所得380万円以上)	167,400円+(総医療費-558,000)×1% ※(1)(93,000円)		
	現役並みⅠ (課税所得145万円以上)	80,100円+(総医療費-267,000)×1% ※(1)(44,400円)		
	一般	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 ※(1)(44,400円)	
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ※(2)	8,000円	24,600円	一食につき210円
	低所得Ⅰ※(3)	8,000円	15,000円	一食につき100円

※(1) ( )内の数字は、過去12か月間に一つの世帯で自己負担限度額までになった月が3回以上あった場合の4回目以降の限度額

※(2) 世帯主及び国保加入者全員が住民税非課税の世帯に属する70歳以上の国保加入者

※(3) ※(2)の世帯で、世帯員の各所得が、必要経費・控除(年金所得は80万円で控除)を差し引いたときに0円になる世帯に属する70歳以上の国保加入者

※(4) 指定難病患者の方等は、一食につき260円

- 入院時の食事代や差額ベッド代などの保険診療とならない費用については対象になりません。
- 申請があった日の属する月の初日から有効となります。
- 有効期限は7月末までです。引き続き必要となる場合は、再度申請してください。

### 長期該当

低所得Ⅱの人で、減額認定を受けてから90日を超えて入院したとき(過去12か月間)は、食事代がさらに減額になります。入院期間が確認できるもの(領収書等)・「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」・手続きに来られる方の本人確認書類(免許証等)をお持ちになって、長期該当の申請をしてください。長期該当の申請をした日から、一食の食事代210円が160円に減額になります。